

## 平成 22 年度第 4 回理事会議事録

日時 平成 23 年 2 月 26 日（土） 10:00～16:00

会場 都市センター 5 階「オリオン」

出席者

理事長：吉村 泰典

副理事長：落合 和徳、和氣 徳夫

理事：井上 正樹、岩下 光利、岡井 崇、片渕 秀隆、嘉村 敏治、吉川 史隆、木村 正、  
工藤 美樹、倉智 博久、小西 郁生、櫻木 範明、杉浦 真弓、武谷 雄二、平原 史樹、  
深谷 孝夫、星合 昊、峯岸 敬、八重樫伸生、吉川 裕之

監事：岡村 州博、星 和彦、丸尾 猛

第 64 回学術集会長：平松 祐司

幹事長：矢野 哲

副幹事長：澤 倫太郎

幹事：内田 聡子、梶山 広明、金内 優典、北澤 正文、久具 宏司、小林 陽一、榊原 秀也、  
下平 和久、高倉 聡、多賀谷 光、津田 尚武、永瀬 智、濱田 洋実、阪埜 浩司、  
藤原 浩、増山 寿、渡部 洋

議長：松岡 幸一郎

副議長：佐川 典正、清水 幸子

専門委員会委員長：齋藤 滋

理事会内委員会委員長：海野 信也、竹下俊行

弁護士：平岩 敬一

事務局：荒木 信一、桜田 佳久、青野 秀雄、小山 圭子

10 時 00 分 理事長、副理事長、常務理事、理事の総数 23 名のうち 22 名（石河理事は欠席）が出席し定足数に達したため、吉村理事長が開会を宣言した。吉村理事長が議長となり、議事録署名人として、理事長、落合副理事長、和氣副理事長の計 3 名を選任し、これを承認した。

### I. 平成 22 年度第 3 回理事会議事録（案）の確認

原案通り、承認した。

### II. 主要協議事項

#### 1. 運営委員会の答申について

(1) 公益社団法人認定申請の動向について [資料：運営委員会 1]

昨年 12 月 15 日に常勤委員会に、2 月 4 日に本委員会へ諮問され、2 月 9 日に答申された。3 月 20 日頃に認定が下りる予定である（登記は 4 月 1 日を予定）。

**吉村理事長**「資料は、2 月 9 日に本学会が公益社団法人に適合することを認める旨、公益認定等委員会の委員長から内閣総理大臣宛に出された答申である。」

(2) 定款施行細則の改定について [資料：運営委員会 2]

昨年 6 月の総会承認を受けて内閣府に申請した新定款との整合性を持たせるため、公益社団法人版の定款施行細則の改定を行いたい。

**岩下理事**「新定款は昨年 6 月の総会で承認されたが、それに付随した公益社団法人版の定款施行細則で

ある。これを今日の理事会で承認いただき、4月の臨時総会にかけていくことになる。大部分は字句の訂正であるが、重要な変更点は第11条3項、第14条3項で、名誉・功労会員は代議員を兼ねることができないことを明記したものである。」

本件につき特に異議なく、全会一致で承認された。

(3) 公益社団法人認定後の役員および代議員選任規程の改定について [資料:運営委員会 3]

役員および代議員選任規程は、昨年6月の総会で社団法人版の改定案が承認されたが、公益社団法人版は未承認であったため、同じ部分についての改定案を4月臨時総会に諮りたい。

**岩下理事**「昨年6月の総会で社団法人としての本規程を承認いただいたが、公益社団法人版でも同様に第7条を一部変更した。代議員の選任は本会の代議員選挙規則によって行われることを明定し、代議員年齢についての文言を削除した。これについて誤解のないように申し上げますと、この条項が無くなったのではなく、既に代議員選挙規則で『代議員は原則として65歳未満が望ましい』と定めているので、本規程からはこれを削除したということである。」

本件につき特に異議なく、全会一致で承認された。

(4) 公益社団法人認定申請に係る支部の扱いについて [資料:運営委員会 4]

**岩下理事**「従来『支部の事業・経理は学会本体と一体でなければいけない』という内閣府公益認定等委員会からの指導があった。しかし一体化はハードルが高く、本会では、地方部会を本体とは別法人とする準備を進めてきた。内閣府は最近になって指導方針を変更し、別組織とした場合でも支部の呼称を使用しても良いとした。本会は地方連絡委員会を通して各地方部会に案内し、各地方部会は名称の変更、会則の変更などを既に行っている。内閣府の方針変更に係わらず、従来方針で進めることとしたい。」

**吉村理事長**「支部の問題について内閣府の変更した方針では、支部を名乗ってもいいがということである。これは難しいことであり、我々は基本方針通り支部を置かないことにしたい。」

本件につき特に異議なく、全会一致で承認された。

(5) 理事長の選出方法について [資料:運営委員会 5]

**岩下理事**「理事長の具体的な選任方法について新たな案を作成した。まず4月15日開催の次期理事・監事会議の議長は、次期理事の互選で決定することとした。理事長候補者はこの会議で所信表明を行い、その上で次期理事の互選で理事長予定者を選出する。投票は無記名とし、原則として議長は投票に参加しない。開票は次期監事と現職の正副幹事長が立会い、白票は有効とする。その上で、候補者が1名の場合、2名の場合、3名以上の場合についてルールを定めている。基本的な考え方は『有効投票数の(過)半数を獲得した者を当選者とする。そのため必要に応じて再々投票まで行い、再々投票において同数の場合は、議長と候補者2名の合議により決する』というものである。」

**吉村理事長**「この会議の議長は次期理事の互選で決定する。投票方法は、候補者1名の場合は信任投票だが、2名の場合は再々投票で同数の場合は、議長と候補者の合議で決する。3名の場合は1回目の投票の結果、抽選で2位を決め、1位の候補者と再投票を行う。これで更に同数だった場合は議長と候補者の合議で決する。昨日の運営委員会での案が提出されているので、本日お諮りしたい。」

**木村理事**「再投票の場合、議長の関与はどのようになるのか。1回目の投票は、議長は投票しないということだが、同数で再投票の場合はどうするか決めておかないと混乱すると思う。」

**和氣副理事長**「議長は投票しないというのは、あくまで原則である。その場で、議長が自らの意思を表明したいのであれば、議決権を使えば良い。まだ様子を見たいということであれば、保留にすれば良いかと思う。」

**岩下理事**「議長は原則としてすべてのプロセスに関与しないということである。だから再投票、再々投票となった場合でも、自分が投票したいという意思を示さない限り、投票せずにプロセスを進めることになる。最終的には合議となるので、最後は議長が関与することになる。」

**松岡議長**「新理事は等しく同じ権利を持って次期理事会議に臨む訳で、議長といえども同じく投票権を持つという考え方がある。一方、議長は投票せず中立の立場で議事を進め、最終的に可否同数の場合、最後の一票を議長が行使するという形で議長の投票権を最終的には担保するという考え方もある。議長としての責任と理事としての投票の権利をきちんと整理する必要があると思う。極端な場合、A 候

補と B 候補が立候補して、A を推薦している次期理事がもし議長に推薦されて就任すれば、A の票はその時点で一票減ることになる。最終的に議長が投票権を行使できない場合は A 候補は最初から一票のハンデを負ってこの選挙は行われる訳で、私としてはそうならない方がいいと考える。」

**吉村理事長**「今回のルールは『議長は原則として投票に参加しないが、議決権を行使したいと考えるなら投票を行って良い』としている。ただ私としては、議長は中立の立場ということもあり、投票に加わるべきではないと考えている。」

**武谷理事**「実際には、現理事長が次期理事に入っている場合と入っていない場合で状況が変わってくる。現理事長が議長となる場合は、影響力も責任もあるので、中立な立場でいるのが良いのではないかと。また議長は議決権を行使せず同数の場合にどちらかへ投票するというのは、議長にとって非常にやりにくい。通常、投票は無記名だが、この場合は結果として議長の投票がオープンになり非常に問題があると思う。さらに議長はどういう方法で互選するのか。例えば誰も議長を引き受けないという場合もあり、互選のやり方も考えておく必要がある。公益社団法人に望まれる標準ルールは特にないのであるから、今申したようなことも考慮しておいた方がいいのではないかとと思う。」

**岩下理事**「仮に 1 期務めた理事長が 2 期目の立候補をした時に、その理事長が次期理事・監事会議の議長になったために投票権を失う、とすれば非常に不利である。また最終的に議長の一票がオープンになりその後には禍根を残す懸念もあるので、合議という決着方法が良いと思い、この案を作った。」

**吉村理事長**「当初は抽選が一番いいと考えた。何度投票してもずっと同票である、両方とも適任者であるといったとき、誰が決定するべきものでもないと思う。だから抽選が一番フェアであると考えた。しかし日本産科婦人科学会の理事長を決めるのに、抽選はいかがなものかという意見もあり、運営委員会で今回提示案を考えていただいた。」

**倉智理事**「議長、候補者の合議の結果、抽選で決めることになったということもあり得るのか。」

**岩下理事**「あり得る。」

**倉智理事**「理事長なり議長なりの意見で決まったということを明らかにしないために、抽選も含めて合議で決めるというのは重要だと思う。」

**深谷理事**「最終段階での決め方は、提示案に賛同する。ただ議長が原則として投票権を行使しない、とすると、ある時は参加、ある時は参加しないとなり、恣意的な運用にならないか。こういう決まりはルールとしてはっきり書いておかないと問題になるのではないかと。」

**吉村理事長**「議長は互選なので、投票をしたいので議長をやらないという選択肢もあると思う。」

**井上理事**「私は議長になった方も投票して、その結果再投票になれば提示案に沿って進めれば良いと思う。議長は投票権を行使しないとすると理事の立場として問題があるし、これを明文化されていない状態のまま投票権があったりなかったりするのも問題なので、議長も投票権を行使できるとしておけば、何ら問題ないと思う。」

**岩下理事**「運営委員会ではそのような意見もあった。ただこの提示案は、最終決定で決まらない場合には議長が指導的立場に立って誰か一人を選出する、という文言になっている。議長にまったく決定権がないということではない。」

**星合理事**「議長に投票権がないとすれば、同数の場合に議長が決定するというのは当然かと思う。ただ、できれば最終的に議長によって決定したということは避けたい。だから再投票以降は議長も参加できるとしてはどうか。23 名の新理事候補者が公平に選ばれているわけだから、最初から最後まで議長に投票権がないとすることには反対である。」

**岩下理事**「『原則』と入れたのは、自分が投票したいという意思を示せば投票できるということである。通常のプロセスでは投票は行わない。ただ議長であっても理事の一人なので投票したいということであれば、もちろん投票はできる。」

**和氣副理事長**「議長は投票権を自由に行使できるとした方が、長い間維持できる規定としては良いのではないかと。議長は透明性、公平性を保持し高い使命感を持つという前提で、投票権は最終的に議長が自らの意思で決定すべきものとし、あえて明文化しないというやり方もあろうかと思う。」

**吉川(史)理事**「議長も投票すれば良いと思う。『原則』とすると、基本的には投票するなども読めるので議長は議決権を行使したいとは言いにくくなる。新理事は 23 名だから議長が投票しない方が同数

になる可能性は高くなる。無記名なのだから議長も投票するのがいいと思う。」

**吉川(裕)理事**「議長は単なる司会だから、決まらないときに合議を通して議長が決するというのは議長の権限が強すぎると思う。各ブロックから選ばれた理事には、投票に関して権利だけでなく義務もある。議長も淡々と司会をされて、最初から投票するのが良いと思う。」

**平岩弁護士**「松岡先生の言われるように『議長は投票しない、可否同数の場合には議長が決する』というのが会議体による1つの決め方かと思う。これには合理性があり多くの会議体が採用している。最後のところで議長が決するとなると議長の責任は非常に重い。これは目的を同じにする学会のなかでの選挙なので、そこを過去の例に鑑みて合議によって決めようとするのであれば、事実上、議長の投票権は確保される。本来これは、議長は投票に参加せず、最後のときに議長が入ってうまく決めるとするのが普通だと思う。」

**吉村理事長**「今のご意見が他の団体から見ても納得できるものと思う。」

**吉川(裕)理事**「最後の合議で議長が決するというのは良いと思う。しかしそこで抽選を行うというには問題がある。」

**岩下理事**「当初の案では抽選としていた。しかし先程の理事長のコメントのようにトップを決めるのに抽選というのはどうかという意見があった。ところで議長に最初から投票権があつて、最後に決する権限もあるというのは、議長の権限が大きすぎるのではないか。」

**松岡議長**「我々は目的を同じにする人たちの団体であり、ルールを遵守し民主的でなければならない。一般的な会議体の選挙のありようと同じく最後は議長が自分の一票を行使して可否を決すれば良いと思う。ただその場合の議長の精神的負荷は大きく、また遺恨が残ることがないように議長と候補者2名の合計3名の合議で決することを考えた。これは議長が最後の一票を投じて決するという意味と同じことなので、提示案の表現に若干意見はありつつも賛成した。」

**峯岸理事**「本当に公平性を担保するなら選挙管理委員会が必要だろう。委員会がある程度管理することが必要になる。議長も理事としての権利を行使し、透明性を確保した方がよいと思う。」

**吉村理事長**「平岩弁護士のお考えは一般社会では通例かと思う。運営委員会の案でいかせていただきたい。もし、議長になった方が最初から選挙に参加したいということであれば、そうしてもらい、投票は行わないということであれば、しない。そういうことで良いか。」

**深谷理事**「理事長のお考えに賛成する。ただ議事録にはきちんと、先ほどの理事長の発言をしっかりと残しておいた方がよいかと思う。」

**吉村理事長**「了解した。ではこの点は議事録に残し運営委員会の案で進めることとするので、よろしく願いたい。」

本件につき特に異議なく、全会一致で承認された。

(6)平成23年度臨時総会次第(案)及び議決権行使書(案)について [資料:運営委員会6、7]

**岩下理事**「今回の臨時総会で一番の変更点は、内閣府の指導により、役員は原則として一人一人代議員から承認を得る必要があるため、第8議案の理事・監事の選任については、一人一人について賛否を記入することになる。」

**井上理事**「地方部会なりブロックの総会で選出された人が、全国の代議員の判断によって覆るということも出てくるが、それは許されることなのか。」

**平岩弁護士**「公益認定等委員会の指導では、総会で一人一人投票して決めなさいという指導である。すべての選任権限は総会にある。各ブロックは推薦しているだけで選任権限は有していない。ブロックの推薦を尊重はするが、システムとしては総会で決定するということである。」

**井上理事**「地方で推薦しているのに、総会で否定するというには問題はないのか。また各ブロックにおいての理事の選出方法には、なにか規定があるのか。」

**岩下理事**「ブロックでの理事選出について規定はない。各ブロックにお願いして推薦してもらっている。」

**吉村理事長**「よくご理解いただきたいのだが、各ブロックは理事の選出をしていない、推薦しているだけである。承認するのはあくまで総会で、この規定を変えることはできない。各ブロックは、理事候

補者を推薦しているということを理解いただきたい。」

**岩下理事**「議決権行使書で、ある理事候補者を過半数の人が否定した場合には、その人は理事になれない。4月の臨時総会では残りの22名だけが承認を受け、6月の定時総会で当該ブロックから新たに推薦をいただいた理事候補者の承認を受けることになる。」

**和氣副理事長**「現役員には議決権の行使権限があるのか。」

**荒木事務局長**「4月1日から施行される公益社団法人の定款では、役員と代議員の兼務禁止規定はなくなっている。従って新定款に基づく学会運営として、新代議員として選出されている現役員の議決権行使書は有効とするべきではないかと考える。」

**松岡議長**「現定款では兼務禁止項目が入っており、4月からの公益社団法人の定款にはそれがない。今回新代議員は4月から就任するが、役員は6月の定時総会以降に就任する。よってその間は兼務となってもやむを得ない。」

**荒木事務局長**「また執行機関である理事と議決機関である代議員の立場を分けることも重要であり、2年ごとに選ばれる役員は代議員を辞して、その席を補欠の代議員に譲るべきだと思う。」

**平岩弁護士**「本会がどう判断するかである。最終的には総会での判断になるが、まず理事の皆さんが、どちらがこの会の運営にとってふさわしいかを考えると良いと思う。また今の段階で議決権があるというのは、その通りである。」

**落合副理事長**「新たな定款では兼務禁止の項目はない中で、何を根拠に理事者となった人は自主的に代議員を外れる、という運用を行うのか。定款の方が上位規定だと思うが。公益認定等委員会のモデル定款で、わざわざそれを外している真意は何だろうか。」

**荒木事務局長**「改選時期には、兼ねざるを得ない場合があるということをお勘案したのではないかと推測する。」

**松岡議長**「選ぶ側の人間と選ばれる側の人間が同一ということは、通常は矛盾である。従って新定款には兼務禁止規定は入っていないが、代議員であって新役員に就任した場合にはその時点で代議員は替わる、ということは何らかの形で表現した方が良いと思う。」

**平岩弁護士**「その点については、この理事会で、どちらがこの会の運営にとって良いのかをお考えいただければ良いことと思う。」

**吉村理事長**「理事が理事に就任した時点で代議員を外れるかどうかの問題である。本会としてはどうしたらよいか。」

**嘉村理事**「これまでの各支部のあり方では、おそらく、兼任はしていなかったところが殆どだろう。この理事会で決めることであれば、やはり混乱を防ぐ意味で、兼任は禁止とした方が良いと考える。」

**吉村理事長**「本件は従来通り、原則兼務禁止ということで良いか。」

本件につき特に異議なく、全会一致で承認された。

**岩下理事**「議決権行使書により理事が過半数を獲得したので、本議案を一括承認して良いかについて総会で諮った時に代議員が異議を申し立てた場合、一人一人承認を取らなければならないのか、更に何名が賛成で何名が反対かを開示してくれという請求があった場合に開示すべきかどうか、平岩先生のご意見を伺いたい。」

**平岩弁護士**「公益認定等委員会にその点を確認したところ、委員会の見解としては、代議員一人一人の選挙権は極めて大切であるということだった。異議が出た場合には、原則に戻ってくださいというのが委員会の意見で、議決権行使書で一括というのは、あくまで例外的な取扱いであるということであった。」

**岩下理事**「異議が出なければ、議長の提案通り第8議案は一括承認だが、異議が出れば一人一人に賛否を問うことになるか。あるいは全員が過半数を超えているので、今出た動議に賛成かどうかを議長が問うべきなのか。」

**平岩弁護士**「議決権行使書そのものは有効である。別に動議が出たとしても、それは方法に対する異議であって、議決権行使書が無効になるということではない。したがって、一人の候補者について、この人はどういう票であるかを明らかにする必要は出てくる、ということになると思う。」

**吉村理事長**「たとえば、各理事候補者の票を開示して欲しいという動議が出た場合、その動議を否決する票が過半数を超えたとしても、それは認められないということか。」

**平岩弁護士**「公益認定等委員会では、そうした見解を示している。」

**松岡議長**「通常の動議に対する取扱いをすればよいのではないかと。動議を取り上げるかどうかを議長が判断する基準は、正式な書面を要求したり、賛同する2名以上の代議員を求めるなどが通常行われると思う。」

**平岩弁護士**「これは動議ではなく異議である。理事については一人一人総会でその賛否を問うて選任するというのが原則である。それを便宜的に一括でやる、それも議決権行使書を使ってやる、これは例外と思われる。それについて異議が出た場合は、原則に戻ってくださいということだから、動議の取扱いとは少し違うように思う。」

**吉村理事長**「異議が出た場合、票はすべて開示ということになるのか。」

**落合副理事長**「委任状の場合には総会に出席した時には無効となる。議決権行使書の場合、すべて賛成と書いて提出した後で4月1日以降翻意したとしても、もう変更できないということか。」

**平岩弁護士**「一人一人その場で賛否を問うことになると、その場で票数を数える必要があり大変な手間となる。そうした時間を節約するために議決権行使書で予め賛否数をまとめる。その場合に出席者が意見を変えた、と言われると、数を再度取り直さなければならない。だから委任状とは違い議決権行使書はその人の意思として取扱うとした。しかしそれは問題であると皆さんが考えるのであれば、また別の方法を探らなければならない。ただ、そうすると大変な混乱が生じると思う。」

**吉村理事長**「例えば特定の理事候補者について票数を開示してくださいとなった場合、その人の票だけを開示すればよいのか。そういった異議も出るのではないかと。」

**松岡議長**「それは異議ではない。先程の異議は、逐一可否を問いなさいと書いているが一括でやりたい、その方法はどうかとなった場合に方法に異議があるという話。票を一々開示しろというのは動議である。その動議をどう扱うか、一人一人すべて票を開示しなければならないかということはまた別問題である。」

**吉村理事長**「それなら特定の候補者の賛否の票の開示は受け付ける必要がないということか。」

**松岡議長**「それは受け付けられない。特定の候補者の票だけを出せというのは受け付けない。それには正当性がない。」

**平岩弁護士**「いま議論している異議は一括で議決するという方法についての異議である。松岡先生が言われたように、個々の理事候補者に対する異議ではない。一括でやるという方法にも異議が出た場合には、原則に戻って一人ずつの賛否を決定していくということである。この先生は過半数に達している、この先生も過半数に達していると確認をすればいいことで、具体的な票数まで出すということではない。」

**松岡議長**「今回、議決権行使書を一名一名の可否をつけて提出するようにした理由は、それぞれの候補者に対する賛成票数を正確に把握するためである。万が一定数を超過して候補が出た場合は、票の多い順に当選ということも起こりえる訳で、その場合、ひとりひとり票数を数えなければならない。それには時間がかかるので前もって議決権行使書を出してもらい、さらに全員が過半数を超えていれば一括議決ができるということである。」

**落合副理事長**「委任状と議決権行使書が手元に届く時には説明書きのようなものが付くのか。今回は初めての試みなので、公益法人としての役員選任では一人一人を選出しなければならない、ということが理解されると混乱が少なくなるのではないかと。」

**吉村理事長**「事務局に対応をお願いしたい。」

本件につき特に異議なく、全会一致で承認された。

#### (7) 中期計画検討WG

##### ①WG 答申の確認と補足修正について [資料:運営委員会 8]

岩下理事より、第3回理事会で承認された中期計画検討WG 答申について、それ以降の追補部分および修正部分について説明があった。

佐川副議長「議決権行使書について、票数などを誰が責任を持って確認・管理するのかを明記していただく必要がある。誰が責任をもって管理したのか、分かるようにしてほしい。」

吉村理事長「WG 答申では、議決権行使書の賛否数を確認する者を内規で定めているのが望ましいが、今回の理事会で正副幹事長、総務担当幹事および事務局長を指名のうえ、臨時総会の冒頭で承認を受けることとする、としてある。議決権行使書にこれらのことを明記するとすると、臨時総会の冒頭で承認を受けるということでは無くなるが、その方が良いか。」

佐川副議長「票がどのように管理されるのか、投票時点で分かっている方が良いのではないか。」

吉村理事長「それでは議決権行使書に賛否の票を確認する者を正副幹事長、総務担当幹事および事務局長とする旨、明記するというにしたい。」

本件につき特に異議なく、全会一致で承認された。

## ②今後の検討事項について [資料:運営委員会 9]

岩下理事「公益社団法人となった際は、学会の中長期的な計画を立案し予算策定することが必要であるとの指導を受けている。中期計画検討ワーキンググループの本来業務は、今後学会がどういった方向で何をしていくかについて企画することであり、ここでは多岐に渡る内容を案として示した。ご意見があればお願いしたい。」

吉村理事長「追加すべきことがあれば、総務担当理事に伝えてほしい。」

## 2. 平成 23 年度事業計画ならびに予算について

(1)平成 23 年度予算について、2 月 4 日に会計担当理事会を開催した。[資料:会計 1、1-1、1-2、1-3]

和氣副理事長「公益法人化により、平成 23 年度予算から平成 20 年度会計基準を適用する事となった。また予算を公益目的事業と法人会計との二つに分類して、公益目的事業比率は 50/100 以上とすること、遊休財産については 1 年分の公益目的事業費相当額を上限とすること、という二つの縛りがある。公益目的事業会計は、学術集会事業、機関誌等刊行事業、調査研究等事業、専門医制度事業、共通の 5 項目に分けて計上することになる。」

(2)平成 23 年度事業計画書について [資料:会計 2]

和氣副理事長「平成 23 年度はサマースクール事業費として 400 万円を追加計上した。また公益目的事業は、収支相償の観点から赤字で予算計上してある。」

平松第 64 回学術集会長「学術集会会計を 3 月末で締める事になると第 64 回学術集会からは、平成 23 年度には収入ばかり入り、平成 24 年度に支出ばかりが発生するということになるのか。」

桜田事務局次長「3 月末までに寄付金等の収入が入るが、実際に学会が行われるのは 4 月であるので、平成 23 年度の予算には入れない。ただ寄付金だけは収入という形で計上しなければならないという事を公認会計士から言われている。」

荒木事務局長「また公益法人の会計報告とは別に、第 64 回学術集会の会計収支報告をしていただく必要がある。」

吉村理事長「学術集会に関しては、担当校は学術集会としての会計を報告する必要があるが、これは公益法人として出す収支とは別である。大変複雑になるが、なるべく担当校に負担をかけない形でやっていきたい。なお赤字が出たら学会が補填するというように考えている。」

和氣副理事長「学会が学術集会会計を行うということである。従って事務局の会計機能を充実させる必要がある。ただし、すぐに全てを管理する事までは困難であり、徐々に拡充していきたい。」

特に異議なく、平成 23 年度事業計画および予算は全会一致で承認された。

(3)基本金等の資金組み替えについて [資料:会計 3]

特に異議なく、全会一致で承認された。

(4)特定資産取扱要領の改定について [資料:会計 4]

和氣副理事長:「特定資産は学会運営安定化資金、管理運営安定化資金、退職給与引当資産、名簿発行積立資産の 4 つである。これに特定資産を分類していく予定である。」

特に異議なく、全会一致で承認された。

(5) 役員改選年度における予算作成プロセスについて [資料：会計 5]

**和氣副理事長**：「本年度は役員改選の年で、6月からの新執行部の業務運営に伴い予算化が必要な事業も出てくると思われる。また公益法人化により本会は、独立した法人となる旧地方部会と業務委託契約を結び、専門医制度や会員管理等の事業を継続する必要がある。業務委託の際には費用が発生するため、予算計上が必要となる。このため補正予算を組む可能性があることをご理解いただきたい。」

**吉村理事長**：「会計については計上方式が変わる。平成20年度会計基準を適用し、公益目的事業が4つとなる。学術集会事業、機関誌、調査研究、専門医制度に共通を加えたのが公益目的事業会計であり、これと法人会計に分かれる。公益目的事業は黒字になってはならないと指導されている。法人会計は黒字で良いという判断である。平成23年度事業計画、基本金等の資金組み替え、特定資産取扱要領の改定に関して承認いただきたい。」

特に異議なく、本件は全会一致で承認された。

### 3. 名誉会員及び功労会員の推薦について

(1) 名誉会員及び功労会員の推薦について [資料：名誉・功労会員 1、2]

**吉村理事長**「名誉会員には国内から6名と外国の2名の方が推薦されている。功労会員については、代議員歴8年以上と規定されているので、全く代議員歴のない方、2年の方に関しては、今後本会は公益社団法人になるということを考慮して、あえて規定を厳格に運用すべきと判断した。」

**星合理事**「昨年は全く代議員歴がなく、かつ地方部会にしか貢献がないという方が、3名推薦されている。昨年と異なり今年は厳格にするので承認しないということなのか。毎年基準が変わるということが一般会員に受け入れられるのだろうか。」

**岩下理事**「功労会員に関して昨年までは、地方からの推薦があるということは本会に寄与したと考えられる、というように解釈していた。しかし今後、公益社団法人になる以上、施行細則を厳格に守っていくべきであろうということ、また地方でのご活躍が「本会に功労のあった者」という規定に果たして合致するのかという意見が出て今回の判断となった。今後はこの方針で運用していきたい。」

**星合理事**「今年から公益社団法人化に伴い厳格運用するという方針には賛成である。ただ昨日の運営委員会でも、昨年までの経緯を踏まえた判断がなされたか、また名誉会員の選考では規定を必ずしも厳格に適用していないケースもあるのではないか。」

**岩下理事**「こういう事例は過去にもあり、その都度、クレームが出たりしたので、内規によるポイントも考慮しながら判断することとなった。」

**矢野幹事長**「名誉会員については、学会の発展に寄与された方という非常に重い規約があり、これが満たされない場合は絶対に承認されない。発表・講演を行ったかどうかも非常に大切である。次に代議員歴20年、理事・監事歴、学術集会長歴などの基準がある。過去10年ほど見ると、この基準に一部足りないケースもあった。そのうち代議員年数については7割方満たしていれば承認されている。」

**星合理事**「その判断はまったく問題ないと思うが、私が質問しているのは、名誉会員と功労会員で運用の厳格さに違いは無いのか、ということである。」

**矢野幹事長**「功労会員でも、要件の代議員歴8年のうち7割方を満たしていればおそらく大丈夫だったと思う。」

**和氣副理事長**「功労会員については、地方部会から出てきた推薦者なので認める方向でいこう、との意見もあったが、議論を重ねていくうちに、地方部会と本会はそれぞれ独立した組織になるので、運用をもう少し厳しく考えるべきではないかとの意見が強く、この結果になったことをご理解いただきたい。」

**星合理事**「誰しものが納得できる理由があれば、また規定されている年数の7割という具体的な数字があるのであれば、問題は無いと思う。」

**吉村理事長**「名誉会員の承認には様々な問題があつて委員会を作ったという経緯があるが、どんどん良くなってきていると思う。功労会員については、従来通り地方にお任せするという意味で推薦をいただくが、最終的にはこの理事会で承認をいただくということである。」

特に異議なく、本件は全会一致で承認された。

#### 4. その他

(1) 平成 23 年度予定表について [資料: その他 1]

### II. 専門委員会報告並びに関連協議事項

#### 1) 生殖・内分泌委員会 (久保田俊郎委員長)

(1) ホルモン補充療法ガイドライン頒布状況について

2月16日現在、入金済4,936冊、校費支払のため後払希望 18冊。

(2) 平成 22 年度事業報告・平成 23 年度事業計画について [資料: 専門委員会 1]

**峯岸副委員長**「平成 23 年度は常置的事业として、生殖補助医療において多胎発生の抑制施策が有効で多胎発生率は減少していますが、一般不妊治療における排卵誘発による多胎がどのようになっているか、実態調査を行うことになった。また腺筋症の合併不妊症に対する治療と、妊娠予後についての検討をすることになった。次に本邦における子宮内膜症の治療が妊孕性に与える影響の所見検討委員会である。これは手術や内容吸引だけでなく、新たな薬剤の組み合わせによる子宮内膜症の治療が、妊孕性にどのような影響を与えるかを検討する委員会である。次が生殖医療リスクマネジメントである。いくつかの学会が協力してリスクマネジメントをして、今後も検討を続けていく。」

特に異議なく、全会一致で承認された。

#### 2) 婦人科腫瘍委員会 (櫻木範明委員長)

(1) 平成 22 年度事業報告・平成 23 年度事業計画について [資料: 専門委員会 2]

**櫻木委員長**「平成 23 年度の事業計画では、婦人科腫瘍登録事業、取扱い規約の改訂作業を引き続き行いたい。小委員会事業として、HPV ワクチンおよび HPV 検査のあり方検討委員会は、もう一期引き続きこの作業を行いたい。悪性腫瘍の登録改善に関する小委員会は、今後継続して生存率解析を続けていくためのシステム作りを検討していく。次に本邦における卵巣子宮内膜症の癌化の頻度と予防に関する小委員会も引き続き症例集積を行いたい。」

特に異議なく、全会一致で承認された。

(2) 平成 23 年度の婦人科腫瘍委員会の公募小委員会として提案されている「本邦における子宮内膜症の癌化の頻度と予防に関する疫学研究(JEMS)」に関して研究申請者の寺川先生より、本小委員会が承認された場合、患者登録促進のために学会誌に会員へ向け参加を呼びかけるチラシをはさんで郵送したいとの依頼があった。[資料: 専門委員会 2-1]

特に異議なく、全会一致で承認された。

#### 3) 周産期委員会 (齋藤滋委員長)

(1) 平成 22 年度事業報告・平成 23 年度事業計画について [資料: 専門委員会 3]

**齋藤委員長**「常置的事业として、本年度も新規 6 万症例が登録され、これまでに約 30 万症例が登録された。今後は小児科と協力して、産科データベースと小児科データベースをリンクするための準備を進めたい。未承認薬承認に向けての活動では、RhD 不適合妊娠について流産後、異所性妊娠、羊水穿刺、胎児外転、腹部打撲等など感作の危険性がある場合において認められ、また妊娠 28 週前後の予防的な抗 D グロブリン投与が本邦でも認められた。胎児機能不全診断基準について機関誌 10 月号および JOGR 誌に掲載した。わが国の指針を海外に発信することは非常に意義があった。親委員会としてはインフルエンザについて中間報告を行った。妊娠初期の薬剤投与においても心形態異常やその他の形態異常リスクは極端に増加させなかったし、妊娠中期・後期にタミフルもしくはリレンザを投与しても現在のところ重大な問題点は指摘されなかった。そのため現時点では妊婦インフルエンザ感染症に対するタミフル投与、リレンザ吸入については特に制限を必要とするような副作用は認めず、投与の有益性は危険性を上回ると結論付けた。この理事会で承認が得られたならば日本産科婦人科学会

のホームページにリンクさせたい。小委員会事業については、周産期救急医療体制の構築とその対応に関する小委員会では、産科大量出血に対して迅速に血液製剤が供給されるシステム作りを周産期委員会を通して申し入れたい。早産リスク因子の解明と具体的予防確立についての小委員会では、頸管長の測定方法を決めた。新しい妊婦検診体制についてはガイドラインで推奨しているB以上の手技が実際にはどのくらい普及しているかを調査した。

次年度の事業報告であるが、周産期事業登録はこのまま継続し、新生児の情報とリンクして未承認薬、機器の対策を進めていく。その他、新しい小委員会事業として、妊産婦死亡の原因究明とその予防に関する小委員会で医会と協力して妊産婦死亡の実態を明らかにするとともに正確な死因究明に基づいた予防戦略を構築すること、出生前診断に関する小委員会で最近話題になっている妊娠初期に行う胎児の超音波スクリーニングに関して妊婦との同意の件などに関して周産期委員会で整理を行う予定である。」

特に異議なく、全会一致で承認された。

(2)陣痛促進剤による被害を考える会より、要望書が提出された。水上先生の回答案をもとに周産期委員会にて検討を行った上で、3月までには回答を送る予定である。[資料:専門委員会4、5]  
**吉村理事**「陣痛促進剤による被害を考える会から、質問状が日本産科婦人科学会、医会に12月に届いた。水上先生に原案を作成していただき、岡井先生にも修正いただいた。混乱を避ける意味で、ガイドライン作成と同時に回答した方が良いと考えていたが、3月末にこの回答を出すことで良いか。」  
特に異議なく、全会一致で承認された。

(3)水上先生がインフルエンザ対応Q&A改訂9版案を作成中し、周産期委員会で確認の上でHPに掲載した。[資料:専門委員会6]

(4)抗インフルエンザ薬特定使用調査第2回中間報告がまとめられた。[資料:専門委員会6-1]  
本件について特に異議なく承認され、ホームページへの掲載も了承された。

#### 4)女性ヘルスケア委員会(堂地勉委員長)

(1)平成22年度事業報告・平成23年度事業計画について[資料:専門委員会7]

**吉村理事**「女性ヘルスケア委員会は3つの事業を行っている。中高年のヘルスケアに関する管理指針、本邦における骨盤臓器脱およびその治療法に関する検討委員会。緊急避妊ピルの適正使用に関する指針作りのための委員会は、これは指針が出来て厚生労働省から認められたのでホームページ上で公開したい。また平成23年度事業計画のポイントでは、これまで生殖内分泌委員会倉智先生の小委員会のもとで行われていた『婦人科術後患者のヘルスケアの実態に関する研究』を、今後は女性ヘルスケア委員会に移し継続し、よりプラクティカルなものにしたい。また『本邦における産婦人科感染症と治療の解析小委員会』を早川先生にお願いすることとしたい。」

**嘉村理事**「小委員会の事業を見ていると、色々な薬剤を使う研究もあるが、COIについてはどうしているのか。」

**吉村理事**「COIについて準備されるようお願いしたい。」

特に異議なく、全会一致で承認された。

#### 5)次期専門委員会委員候補者について [資料:専門委員会8]

**岩下理事**「次期専門委員会の候補者について、委員会の委員任期は2期4年と決まっているが、女性ヘルスケア委員会については立ち上がったばかりなの、同じメンバーで継続したい。」

**吉村理事**「同委員会はスタートしてまだ1年なので、特例として委員の任期が3年となる。」

特に異議なく、全会一致で承認された。

#### 6)公募小委員会について [資料:専門委員会9、10]

**岩下理事**「それぞれの専門委員会についての規定はこれまでは明確ではなかった。各専門委員会にある

小委員会の運営などに関する原則を再度確認していただきたい。専門委員会のなかに公募課題小委員会があり、これは一般から課題を募集してどれを選ぶか決める。本来なら公募されてきたものを学術等運営委員会などで審議して、どれを採択するか決めるべきだが、今回は運営委員会で決めた。今回は周産期から2つ、婦人科腫瘍から1つを採択した。腫瘍に関しては2期4年の研究期間を過ぎているが、重要な課題であること、なかなか症例が集まらないことなどから、特例として継続することにした。周産期に関しては、胎児の骨に関する課題が1つあり、これが周産期委員会小委員会の通常テーマと重複しているため、それを修正するということが決まっている。」

**海野副委員長**「周産期委員会の来年度の事業計画のところ、小委員会の事業内容が常置委員会や他の小委員会の内容に組み込まれているので、この点を修正の上ご承認いただく予定である。」

特に異議なく、全会一致で承認された。

### Ⅲ. 業務担当理事報告並びに関連協議事項

#### 1) 総務（岩下光利理事）

##### 〔Ⅰ. 本会関係〕

##### (1) 会員の動向

- ①加藤 周 功労会員（千葉）が12月16日に逝去された。（弔電、生花手配済）
- ②本多 洋 功労会員（東京）が11月24日に逝去された。（東京地方部会より12月6日報告受領）
- ③安田 迪之 功労会員（京都）が1月18日に逝去された。（弔電手配済）
- ④関口 允夫 功労会員（神奈川）が1月7日に逝去された。（神奈川地方部会より1月31日報告受領）
- ⑤大池 哲郎 功労会員（愛知）が2月18日に逝去された。（弔電、生花手配済）

##### (2) 会員数および入会者数について

- ①平成23年1月31日現在の会員数は15,855名である。  
平成22年4月1日から平成23年1月31日までの物故会員は106名である。〔資料：総務1〕  
平成23年度高齢会員予定者は159名である。
- ②平成22年度の入会者数（平成22年12月末）について 〔資料：総務2〕  
なお1月31日時点の入会者は528名である。

##### (3) 1月に実施された代議員選挙の結果について 〔資料：総務3〕

岩下理事より、代議員総数370名のうち、女性代議員の数が前回に比べて6名から17名と3倍弱に増えていることが報告された。

##### (4) 理事・監事候補者等の選出依頼について 〔資料：総務4〕

岩下理事より、各ブロックに理事定数を示し、3月8日までに選出いただくように依頼した結果、ほとんどのブロックで既に理事に関して選任の手続が行われていることが報告された。

**星合理事**「ブロック宛に理事・監事の推薦依頼が来たが、近畿ブロック新代議員全員の意見をまとめて提出した。今までは明確な基準がなかったようだ。」

**岩下理事**「明確な規定はないが、各ブロックの理事会で承認をいただく手続が望ましいと思う。」

**吉村理事長**「近畿では新代議員予定者の中で推薦したようだが、関東では理事会で推薦、承認を受けている。各地方でも今後はルールを決めておくのが良い。公益社団法人となると留意すべき点が多々あるのできちんとした手続が必要だが、基本的には各ブロックに任せるとすることで良いと思う。」

##### (5) 総会運営委員会および決算委員会（旧予算決算委員会）委員の推薦依頼について 〔資料：総務5〕

①議長団から各ブロック代表者宛に総会運営委員会委員推薦の依頼状を1月17日に発送し、3月8日までに推薦いただけるよう依頼した。

②議長団から各ブロック代表者宛に決算委員会（ただし6月の定時総会時に開催）委員推薦の依頼状

を併せて発送した。

(6)各委員会委員の任期を6月総会までとすることの確認について [資料:総務6]

役員が6月総会までであることに合わせたものである。各委員に通知するとともに、推薦委員を出してもらっている医会にも通知した。

**吉村理事長**「今の委員会委員の任期を、6月25日の定時総会までとすることをご確認いただきたい。」

(7)議長団の選任に係る確認事項 [資料:総務7]

**吉村理事長**「議長団選出に関わる確認事項である。4月14日の臨時総会の当日から、新しい議長団に司会進行をしていただくという案だが、これで良いか。」

本件につき異議なく全会一致で承認された。

(8)臨時総会資料に添付する理事候補者の所信表明の書式について [資料:総務8]

**岩下理事**より、各ブロックから選ばれた理事候補者の所信表明を3月15日までに500文字以内で作成いただき、それを4月の臨時総会資料に添付することが報告された。

(9)平成23年度臨時総会資料作成タイムスケジュールについて [資料:総務9]

**岩下理事**より、3月18日に総会資料や議決権行使書その他を送付し、4月1日に議決権行使書を幹事長、事務局長などの立ち会いのもと、票数確認作業を行う予定になっていることが報告された。

(10)第63回学術講演会に於けるビジネス会議等日程表最終案について [資料:総務10]

(11)徳島大学の苛原先生より、GnRH アンタゴスト剤の在宅自己注射に関する要望書を本学会から厚生労働大臣および同省医政局長あてに提出して欲しいとの依頼があった。[資料:総務11]

**落合副理事長**「日本医師会宛にも要望書を提出してもらえると説明の機会が持てるので、お願いしたい。」

特に異議なく、全会一致で承認された。

(12)12月24日の厚生労働省薬事審議会において、緊急避妊薬の製造販売を承認して良いとの意見が取りまとめられた。正式な承認が出たので、先般作成した「緊急避妊ピルの適正使用に関する指針」を本会HPおよび機関誌に掲載して会員への周知を図る予定である。[資料:総務11-1]

(13)HPV ワクチン接種時の失神が新聞報道されたが、この件について小西先生が厚生労働省のHPV ワクチン作業部会において作成された「予防接種の安全性について」をHPに掲載した。[資料:総務12]

(14)幹事の辞任・委嘱について

[平成22年7月]

辞任:橋口和生先生 総務、社保、広報、若手育成委員会主務幹事

委嘱:小林陽一先生 総務幹事

委嘱:寺田幸弘先生 若手育成委員会主務幹事

なお、社保幹事、広報幹事の後任はないが、橋口先生には社保委員を引き続きお願いした。

[平成22年10月]

辞任:寺田幸弘先生 学術、編集、広報、若手育成委員会主務幹事

委嘱:永瀬智先生 学術、編集、広報、若手育成委員会主務幹事

特に異議なく、全会一致で承認された。

(15)委員の辞任・委嘱について

[平成22年7月]

辞任:橋口和生先生 運営委員会

委嘱:小林陽一先生 運営委員会

[平成22年10月]

辞任：寺田幸弘先生 学術委員会、広報委員会、若手育成委員会  
田中俊誠先生 地方連絡委員会  
委嘱：寺田幸弘先生 地方連絡委員会  
永瀬智先生 学術委員会、広報委員会、若手育成委員会  
多賀谷光先生 教育委員会、専門医制度委員会

特に異議なく、全会一致で承認された。

(16) 青野総務課長は三菱UFJ信託銀行からの1年間の出向期間を経て、平成23年1月1日付けにて正式に本学会事務局職員となった。

## 〔Ⅱ. 官庁関係〕

### (1) 厚生労働省

① 不妊治療の拡充についての予算が認められた。[資料:総務13]

吉村理事長「不妊治療の助成回数は年2回、1回につき10万円であったが、3年ほど前から1回につき15万円、5年間で10回となった。しかし最近では、年に3回、4回と不妊治療を受ける方が増えてきているため、1年目の助成を年3回にしたということである。」

② 厚生労働省母子保健課より、今般とりまとめられたHTLV-1総合対策について、母子保健医療従事者に対する情報周知依頼があった。HP及び機関誌に掲載して会員への周知を図った。

[資料:総務14]

## 〔Ⅲ. 関連団体〕

### (1) 日本医学会

同学会を通して、平成22年度経済産業省「課題解決型医療機器の開発・改良に向けた病院・企業間の連携支援事業」に係る公募のお知らせが送られてきた。公募期間は平成23年1月24日～2月21日であるため、HPに掲載して会員への周知を図った。[資料:総務15]

### (2) 日本周産期・新生児医学会

同学会は、事業仕分けによる「医師確保、救急・周産期対策補助金見直し」に対して断固反対の要望書を厚生労働大臣、財務大臣、行政刷新担当大臣あてに提出した。[資料:総務16]

### (3) 日本小児科学会

同学会新生児委員会ビタミンK投与方法の見直し小委員会にて公表した「新生児・乳児ビタミンK欠乏性出血症に対するビタミンK製剤投与の改訂ガイドライン」の投与方法について改定案を作成した。本学会に関連する部分についての意見を求められたが、問題ない旨を回答した。[資料:総務17]

### (4) NPO法人マンモグラフィ検診精度管理中央委員会

今般、同委員会が事業年度を変更(10月スタートから4月スタート)することに伴い、本会から推薦している現理事(大村峯夫先生、土橋一慶先生)の任期を、平成24年3月31日まで半年間延長することにつき、了承した。[資料:総務18]

### (5) 日本肥満学会

同学会から、2000年発表の基準を更改して作成中の「肥満症診断基準2011」について、内容の確認依頼があり、生殖内分泌委員会及びガイドライン(産科編)委員会から回答する。[資料:総務19]

### (6) 日本作業療法士協会

同協会では平成24年度の診療報酬改定に向け、「リンパ浮腫指導管理料」の算定要件に作業療法士の職名が追加されるように厚生労働省に要望書を提出するに当たり、本学会の支援を求めてきた。本会としてもこれに賛同する旨の通知を行いたい。[資料:総務20]

特に異議なく全会一致で承認された。

### (7) 医療安全全国共同行動

同事務局より、2月16日に参加団体説明会が開催される旨の通知があった。本会から岡井理事が出席予定である。

#### 〔IV. その他〕

(1) 医師賠償責任保険の代理店である(株)カイトーと東京海上日動火災保険(株)から、高額タイプ新設の提案があった。支払限度額を2億円(従来は1億円と5000万円)とするもので、既に導入している医学系8学会では半分以上がこのタイプでとのことである。〔資料:総務 無番〕

**吉村理事長**「これまでは最大で1億円だったが、新設のタイプは2億円までとなる。年間の保険料の違いがこの位であれば、2億円の方が良いのではないかと。他の学会でも2億円のタイプを導入しているところが多いということだが、ご了解いただけるか。」

**嘉村理事**「これにより医療訴訟の賠償額が増えたり、裁判官の賠償額決定に影響を及ぼすことはないか。」

**平岩弁護士**「保険の金額によって裁判官が賠償額を決めるということはない。近年は後遺障害に対して認定される賠償額が高額化していることもあり、上限1億円では不足することもあるかと思う。」

**岡井理事**「学会と保険会社との間では、どういう契約になっているのか。」

**荒木事務局長**「本学会会員である産婦人科の勤務医あての損害賠償保険ということで、本学会が案内をするというかたちになる。保険事案が生じた場合は、東京日動海上火災保険がその事案を審査し、たとえば判決が出た場合はそれに応じて払うということになる。」

**岡井理事**「日本産科婦人科学会の会員がこの保険に加入する場合、学会がその窓口になるということか。また加入に関してはとくに制約はないということでしょうか。」

**荒木事務局長**「その通りである。」

**岡井理事**「資料を見ると、日本産科婦人科学会を契約者としている部分が、本会が独占で行っており加入しなければならない、と会員に解かれてしまう。そこを誤解のないように伝えていただきたい。」

**荒木事務局長**「会員の医師賠償責任保険のオプションは自由である。」

**岡井理事**「こういうものもありますよ、という紹介の意味かと思う。」

**岩下理事**「本会に特別のメリットがあるわけではないことをご周知いただきたい。」

**吉村理事長**「一定の人数が集まらないと、保険料が安くならないので、一定以上の人数が加入すると、皆さんにとって恩恵があるが、加入しなくてはいけないということでは決していない。」

特に異議なく、全会一致で承認された。

## 2) 会 計 (和氣徳夫副理事長)

### (1) 会費納入状況

1月31日現在の今年度通期会費納入者数15,449名、未納者数406名、納入率97.4%である。

2年以上の会費未納会員は1月31日現在152名である。〔資料:会計6〕

### (2) 地方部会宛通知

①関係地方部会宛に、2ヵ年以上の会費未納会員の会費納入督促と、未納であれば会員資格の喪失の手続きを進めることになる旨を通知した。

②1月31日現在の会費納入状況に会員索引を添え、未納会費の納入依頼と機関誌の発送停止、2ヵ年間会費未納会員、平成22年度物故会員宛弔電立替料金の精算依頼を通知した。

## 3) 学 術 (吉川裕之理事)

### (1) 学術委員会

#### (イ) 会議開催

①平成22年度優秀論文賞第二次予備選考委員会を2月24日に開催した。

②妊娠と薬に関するガイドライン作成のための準備委員会を2月24日に開催した。

③学術担当理事会及び第3回学術委員会を2月25日に開催した。

(ロ) 平成 22 年度優秀論文賞について[資料：学術 1]

**吉川(裕)理事**「平成 22 年度優秀論文賞受賞候補者として周産期医学部門として三重大学：神元 有紀先生、婦人科腫瘍部門として京都大学：山口 建先生、生殖医学部門として慶応義塾大学：山田 満稔先生の 3 名を二次選考にて選出し、学術委員会での投票ですべての委員が選考結果を支持した。」特に異議なく、本件は全会一致で承認された。

(ハ) 日本産科婦人科学会臨床研究審査委員会規約について[資料：学術 2]

**吉川(裕)理事**「前回の理事会で委員の任期を記載するように指示があり、任期を 2 年と明記した。前回の理事会では本規約の承認を総会承認としていたが、常務理事会での議論の結果、理事会承認としてはどうかとなった。よって本理事会で承認されれば、承認後同日から施行としたい。」特に異議なく、本件は全会一致で承認された。

(2) プログラム委員会関連

①第 63 回学術講演会プログラム委員会

**星合第 63 回学術集会長**「今回の学術集会での演題数は、一般演題ポスター発表：1307 題、高得点演題：56 題、優秀演題賞候補：20 題、IS AWARD 候補：(日本) 3 題、(海外) 12 題、IS POSTER session：(日本) 21 題、(海外) 82 題、合計 1501 題となった。例年より約 200 題多い。ランチョンが多数集まった。1 日目 14 題、2 日目 16 題、3 日目 15 題となった。ランチョンの予約制のカードを受付での予約が可能となった。」

②第 64 回学術講演会プログラム委員会（特別講演演者、シンポジウム演者選考）を 2 月 24 日に開催した。 [資料：学術 3]

**平松第 64 回学術集会長**「特別講演は、1 名で石塚 文平先生（聖マリアンナ医科大学教授）に決定した。シンポジウム 1 では 8 名の応募があり、選考委員会にて梅川 孝先生、増山 寿先生、宮越 敬先生、和田 努先生の 4 名に決定した。シンポジウム 2 では 10 名の応募があり、その中から尾林 聰先生、古山 将康先生、樋口 毅先生、平池 修先生の 4 名に決定した。第 64 回学術講演会からスタートするものとしては、専攻医研修プログラム、平行して行われるものは FIGO フォーラム日韓台がある。」特に異議なく、本件は全会一致で承認された。

③第 65 回学術講演会プログラム委員会（シンポジウム課題選考）を 1 月 19 日に開催した。

[資料：学術 4]

**櫻木第 65 回学術集会長**「3 題のテーマをシンポジウム課題案として提案したい。学術集会の運営要項には課題数は原則 2 課題とし、学術集会長の裁量に任せるとある。プログラム委員会でも議論したがいずれも重要で興味ある課題であり、公募も多数見込まれる。

1. 婦人科癌の浸潤、転移機構の分子生物学的研究と臨床応用
2. 妊娠高血圧症候群の基礎と臨床- 予防と治療への新戦略に向けて
3. 多嚢胞性卵巣症候群(PCOS)の病因解明と管理の進歩

**和氣副理事長**「理事会で承認されないと総会に提出出来ない。この 3 題のシンポジウムを採択することでご了解いただけるか。」

**吉川(裕)理事**「学術委員会ではしばらく原則 2 題とする方向性であったが、学術委員会全体で審議した結果、3 題で理事会に諮る事になった。」

特に異議なく、第 65 回学術講演会では 3 題のシンポジウムが採用される事が承認された。

**吉川(裕)理事**「シンポジウムの題名に関しては

1. 婦人科癌の浸潤・転移機構の解明と臨床応用
2. 妊娠高血圧症候群の基礎と臨床- 予防・治療の新戦略に向けて
3. 多嚢胞性卵巣症候群(PCOS)の病因・病態と管理

がより良いと思われる。」

**和氣副理事長**「ご意見はもっともと思われる。タイトルはこれからプログラム委員会と学術委員会の間で擦り合わせをしていただきたい。」

特に異議なく、タイトルに関してはプログラム委員会と学術委員会の間で調整することで承認された。

(3) ガイドライン—産科編

「産婦人科診療ガイドライン—産科編 2008」頒布状況について  
2月16日現在、入金済11,916冊、後払希望2冊。

**吉川(裕)理事**「産科編は2011年度版を現在用意している段階である。子宮収縮剤の留意点に関してだけは学会員、または医会会員の全員に無料配布する予定である。ガイドラインは4月初旬に発刊予定である。学会会場でも販売する予定である。」

(4) ガイドライン—婦人科外来編

2月16日現在、入金済5,306冊、後払希望289冊。

**吉川(裕)理事**：「2月16日に発行された。6千部近く既に販売しており、増刷を準備している。」

#### 4) 編集 (岡井 崇理事)

(1) 会議開催

- ①2月25日に編集担当理事会を開催した。
- ②3月11日に和文誌編集会議ならびにJOGR全体編集会議を開催する。

(2) 英文機関誌 (JOGR) 投稿状況 [資料:編集1、1-1]

①2010年投稿分

投稿数949 (うちAccept 199編、Reject 467編、Withdrawn/Unsubmitted 139編、Under Revision 70編、Under Review 60編、Expired 14編)

**岡井理事**「投稿数949となり、採択率は下がっている。国別の投稿数では日本が一位を確保している。また査読にかかる日数も短くなってきている。引き続き努力していきたい。」

②2011年投稿分 (1月末現在)

投稿数91編 (うちAccept 2編、Reject 9編、Withdrawn/Unsubmitted 15編、Under Revision 2編、Under Review 59編、Pending 4編、Expired 14編)

(3) JOGR誌のYoung Scientist AwardとDr. Chang Awardの予備審査を行った。

(4) 和文機関誌

- ①第3回理事会において了承頂いたので63巻4号より和文機関誌体裁変更を予定している。
- ②62巻・63巻の学会雑誌特集について [資料:編集2]

(5) 和文機関誌に論文を掲載する場合には利益相反申告書の提出を求めているが、この申告書の内容確認は編集委員会で行い、問題なしの場合はそのまま掲載し、問題ありの場合はコンプライアンス委員会で検討していただくことにしたい。

**岡井理事**「JOGR誌については現在検討中である。また抄録集には、利益相反チェックを行ったことを冒頭に一括表示することにした。」  
特に異議なく本件は全会一致で承認された。

(6) ブラックウェルが関係するオーストラリア・ニュージーランド及び北欧学会の雑誌とJOGRの3者でコラボレーションを行い、相互の雑誌を読めるようにとか、関連論文をリンクして読めるようにするなどのネットワーク化を図りたい。 [資料:編集3]

**岡井理事**「3者でコラボレーションを行っても当方へのロイヤリティが減る事はない。会員の為のサービスにもつながるし、会員の利益にもつながる。」  
特に異議なく本件は全会一致で承認された。

## 5) 渉外 (落合和徳副理事長)

### (1) 会議開催

①第4回渉外理事・幹事会議を2月25日に開催した。FIGOの活動への参加の方向性を検討するため、JICAから母子保健担当者にご出席いただく。本会役員、議長、副議長にもご出席を依頼した。

②第63回日産婦学術講演会期間中、4月15日にACOG、SOGC役員とのミーティングを開催の予定である。(SOGC 13:30-14:15、ACOG 14:30-15:15)

### [FIGO関係]

(1) FIGO Officers Meeting が2月5、6日にロンドンで開催され、FIGO Vice Presidentとして丸尾監事が出席した。[資料：渉外 無番]

(2) FIGO World Congress のアジア・オセアニア地区での開催年について [資料：渉外1]  
丸尾監事から、FIGO World Congress のアジア・オセアニア地区での開催年については2018年ではなく2021年であるという訂正があった。  
特に異議なく本件は全会一致で承認された。

(3) FIGO Professional and Ethical Responsibilities Concerning Sexual and Reproductive Rights が理事会で承認され、マスコミにも周知した旨、FIGO会長へ連絡した。

(4) 2012 FIGO World Congress における本会による Scientific Program 参加について

(5) 2012 FIGO World Congress における Awards Selection について

「The FIGO Distinguished Service Award」

「The FIGO Recognition Award to Non Ob/Gyns」

「Awards in Recognition of Women Obstetrician/Gynaecologists」の3カテゴリーについての推薦依頼があった(期限：3月21日)。 [資料：渉外1-1]

落合副理事長「FIGOへの貢献された方を対象に、学術委員会、理事長と相談の上、本会としての推薦者を検討する予定である。」

特に異議なく本件は全会一致で承認された。

### [AOFOG 関係]

(1) AOCOG2011 が本年9月に開催されるにあたり、AOFOGより、Shan S. Ratnam Young Gynaecologist Award (SSR-YGA)および Young Scientist Award (YSA)への寄付依頼があり、本会よりそれぞれ100万円、50万円を寄付した(1月24日) [資料：渉外2]

(2) Educational Fund について、12月18日現在の募金総額がUSD 526,221.00 (AOFOGからのUSD 200,000を含む)となり、2010年パプアニューギニアで開催の超音波の教育コース(RANZCOG指導による)にUSD 5,000が充てられた旨AOFOGより連絡を受けた。

(3) AOCOG2015への立候補を行わないことについて

落合副理事長「本件に関して、立候補しない旨を通知した。」

### [TAOG 関係]

(1) 2011年3月12~13日開催の第50回TAOG Annual Meetingに本会から若手医師5名および同行の小林幹事を派遣する旨TAOGへ連絡した。(12月20日)

(2) 上記TAOG Annual Meetingに、本会より藤井信吾名誉会員、吉村理事長、落合副理事長、嘉村理事、武谷理事(欠席)、星合理事、岡村監事(欠席)、丸尾監事、稲葉第62回学術集会長、平松第64回学術集会長が招待されている。日韓台 Exchange Program の delegate として本会から派遣の役員3名を吉村理事長、落合副理事長、平松第64回学術集会長としたい。また、更に2名の Senior Doctors

(executives、 senior members、他)を招待したい旨 TAOG から連絡を受けており、岩下理事と櫻木理事が参加予定である。

**落合副理事長**「TAOG の追加枠での招待には、常務理事会での推薦の結果、岩下理事が参加予定である。」

## 6) 社 保 (星合 昊理事)

### (1) 会議開催

2月5日に第5回社保委員会を開催した。

(2) 第63回日本産科婦人科学会学術講演会に於いて4月17日、「第4版 産婦人科医のための社会保険ABC」の改訂に伴う解説講演を行う。

(3) オフィスガynecologyの医業実態を把握するため、日本産婦人科医会と共同し医業実態調査に関するアンケート調査を実施し、調査結果を第63回日本産科婦人科学会学術講演会において発表する。

(4) 3月5日、丸の内 東商ホールにて、外保連主催による市民公開シンポジウムが開催される。広報活動として2月15日、日経新聞東京本社版夕刊丸の内キャリア塾にシンポジウム広告が掲載された。  
[資料:社保1]

(5) 平成22年2月に本会から要望を提出していた、薬事法上の承認に係る医薬品の効能・効果、添付文書等における記載を妊娠中毒症から妊娠高血圧症候群に変更する件について、厚生労働省医薬食品局から通知が出された。[資料:社保2]

(6) 平成24年度診療報酬改定に向け、新設要望「腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術」「腹腔鏡下子宮筋腫核出術と子宮附属器癒着剥離術の複数手術の特例拡大」「腹腔鏡下子宮内膜症病巣除去術と子宮附属器癒着剥離術の複数手術の特例拡大」「子宮鏡下子宮内膜焼灼術」「腹腔鏡下子宮腔上部切断術」「子宮腺筋症病巣除去術」「造腔術(腹腔鏡下、骨盤腹膜利用)」、「ソノヒステログラフィー」を、改正要望「自己血貯血に関する適応拡大」「帝王切開術に早産(妊娠32週未満)加算」、特定保険医療材料要望項目として「ユーテリンマニピレーター」「リングペッサリー」「ヒスキヤス」を、外保連を通し提出の予定である。また、「術前HIV検査の保険適用」「妊娠糖尿病および妊娠時に診断された明らかな糖尿病に対するSMBGの保険適用」「特定疾患療養管理 更年期障害」「HRT管理料」「LBC加算」「細胞診免疫染色標本作製料」「術中迅速細胞診の包括外算定」「細胞診断料の婦人科検体への適応拡大」「特定疾患療養管理 卵巣機能不全、月経障害、排卵障害」「不育症スクリーニング検査(染色体検査、抗フォスファチジルエタノールアミン(PE)抗体、抗フォスファチジルセリン抗体)の新設」「卵巣機能検査(抗ミュラー管ホルモン測定)の新設」を、内保連を通し提出の予定である。

**星合理事**「2年に一度の改定前に、委員長が交代する事となる。申請は自分が担当して行すが、ヒアリングその他は次期社保委員長の担当となる。」

(7) 厚生労働省保険局医療課から、「公知申請に係る事前評価が終了した医薬品の保険上の取扱いについて」の通知が来た。[資料:社保3]

**星合理事**「医薬品の適応外使用に関する通知で、重要であるため参照いただきたい。」

**和氣副理事長**「外保連の診療報酬の改定、要望に関しては『ヒト、もの、時間、それに基づく実績とエビデンス』に関して詳細なエビデンスを開示する事が求められる。今回の改定は2年に1回の大切な機会であるので、よろしくお願ひしたい。」

## 7) 専門医制度 (櫻木範明理事)

### (1) 会議開催

第4回中央委員会を1月29日に開催した。

(2) 平成 23 年度新規専門医認定審査に関わる案内・受験票、平成 22 年度生涯研修実施報告書、平成 22 年度専攻医指導報告書、地方委員会所在地・専用口座確認依頼状を送付した(2月8日)。

(3) 専攻医指導施設の施設区分について[資料：専門医制度 1、2]

専攻医指導施設の施設区分についての調査用紙を指導責任医宛に送付した(2月10日)。また学会ホームページにも掲載した。

(4) 更新・再認定申請条件について[資料：専門医制度 3、4]

専門医資格更新・再認定申請条件に診療に従事していることを加えることについて

**櫻木理事**「変更点は、黄色でハイライトにしている。

- ・5 ページ 3) については、常勤の定義をパートタイムでない勤務とした。委員、研修医としての週 5 日以上勤務は常勤相当として扱う。研修期間のうち、出産に伴う産前 6 週、産後 8 週の休暇は 1 回までは研修期間にカウントし、疾病での休暇は 6 ヶ月までは研修期間にカウントする。週 20 時間以上の短時間雇用の形態での研修は 3 年間のうちで 6 ヶ月まで認めるが、留学、病棟勤務のない大学院の期間は研修期間にカウント出来ないとした。
- ・7 ページ 2) について、症例に関するレポート(4):その他としていたのを「女性のヘルスケア」を加え、計 4 分野から症例を各 1 例ずつ必要とした。5):指導責任医への研修実績報告:毎年、専攻医が記録をまとめ指導責任のチェックを受ける事となる。専攻医と指導医の情報交換をすることとなる。
- ・8 ページ 1. 資格の更新、診療実績報告において、診療に従事していることは必須事項であるとした。平成 24 年度以降に必要とするか、ご審議いただきたい。
- ・9 ページ 診療実績報告では、様式に従っての診療指導実績についての報告の必要がある。  
1. 専攻医指導施設の指定 1): 医育機関付属病院: どのような関連で施設同士の連携をとるのが不明確であった。研修指導体制と責任者を明確にし、分担して指導を行う研修内容を具体的に記載した用紙を提出しなければならないとした。
- ・10 ページ 4) において、過去 5 年間にその指導施設勤務者が主として当該施設で研究し、筆頭著者である論文を 3 編以上発表していることとした。但し移行措置として、平成 23 年申請、更新の場合、1 編以上、平成 24 年の場合は 2 編以上、平成 25 年の場合は 3 編以上とした。つまり平成 23 年以降から 1 編ずつプラスしている。これに関しては現在、混乱を避ける為に、専攻医がいる施設については、緩和措置も設け Q&A に記載している。
- ・11 ページの指導施設の報告であるが、今までは施設によって異なったものであったが、様式を今回整理した。この様式での報告となる。

以上のように、いくつか要件の変更があるため、今回の変更点を付録として添付している。」

**落合副理事長**「制度の概要に関して、かなり詳細に改定が行われた。専門医制度委員会では既に認可された項目である。」

**星監事**「常勤の定義であるが、週 5 日の勤務は実際には外勤していて 1 日不在として週 4 日勤務としている大学が多いと思われる。週 5 日として良いのか。」

**櫻木理事**「運用上にそのような制限が加わる事があってはならないと思われる。週 4 日に訂正したい。」

**落合副理事長**「常勤を週 4 日以上とする事で宜しいか。」

特に異議なく、各要件の変更に関してはすべて承認された。

(5) 研修目標運用案について[資料：専門医制度 5、6]

**倉智理事**「専攻医研修目標/評価票であるが、○がついているのが、研修必須項目である。○がなく黒字は一般的な研修項目である。赤字は努力目標である。以上の運用に関してであるが、必須項目: 自己評価は A または B、指導医の評価としては○か△がつく。一般項目: 70%の達成が目標である。努力目標: 出来ていればポジティブな評価とする。仮に、出来ていなくてもマイナスポイントとしない。」

**杉浦理事**「III. 治療、手術 8): 不育症の治療に関して、ホルモン療法とあるが、現在は割と否定的な意見が多い。9): Asherman 症候群に対する癒着剥離も、現在は疑義が生じている。これらを入れる事は検討する必要があると思われる。」

**倉智理事**「運用の最後に検討課題を記載している。各項目に関しては、次の検討課題とさせていただく。」

本件に異議なく、本運用案に関しては全会一致で承認された。

(6) 日本専門医制評価・認定機構

①2月1日に「専門医制度の将来構想についての協議」、2月7日に「第1回協議委員会」、2月21日に「第2回社員総会」が開催され、「専門医制度の将来構想についての協議」と「第2回社員総会」に櫻木委員長が出席した。また3月9日に「厚生労働省医療関係者研修費等補助金専門医制度推進支援事業報告会」が開催予定であり櫻木委員長が出席予定である。

②同機構より推薦依頼があり推薦した専攻医指導施設訪問インタビュー研修病院(12施設)への「研修施設調査票」が送付された。[資料：専門医制度7]

③「基本領域専門医及び subspecialty 領域専門医の関係に関する調査」の書面を受領し(1月11日)回答した。[資料：専門医制度8]

その後日本人類遺伝学会から、この調査について、臨床遺伝専門医を本学会の subspecialty 領域専門医として回答して欲しいとの依頼があり、これを加えて再回答したい。[資料：専門医制度9]

**平原理事**「臨床遺伝専門医に関しては、既に2階だてにするという事で過去の理事会で認知されたと記憶している。本件が認められていないと、現在の生殖医療に伴う遺伝カウンセリング制度の整合性がなくなる。かつてサブスペシャリティ制度が熟成する前に、本議論が既にあったと記憶しているのでご確認いただきたい。」

**落合副理事長**「確認しておく。再検討する方向ではある。」

**櫻木理事**「従来の3つに加えて、臨床遺伝専門医を加えていく方向性である。」

特に異議なく本件は全会一致で承認された。

8) 倫理委員会(嘉村敏治委員長)

(1) 本会の見解に基づく諸登録(平成23年1月31日)

①ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する登録：46研究

②体外受精・胚移植の臨床実施に関する登録：587施設

③ヒト胚および卵子の凍結保存と移植に関する登録：587施設

④顕微授精に関する登録：505施設

⑤非配偶者間人工授精に関する登録：15施設

(2) 着床前診断に関する臨床研究申請・認可について

平成23年2月10日現在申請213例[承認186例、非承認4例、審査対象外15例、取り下げ1例、審査中6例、照会中1例]

平成22年度第4回着床前診断審査小委員会報告[資料：倫理 無番]

**平原理事**「昨年の6月に着床前診断の基準を改定後、拡大解釈して申請されている傾向がある。これらの症例が審査対象外となっている。」

特に異議なく本件に関しては全会一致で承認された。

(3) 会議開催

①平成22年度第5回着床前診断審査小委員会を集合または通信にて3月15日に開催する予定である。

②平成22年度第4回倫理委員会を4月1日に開催する予定である。

(4) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長と文部科学省研究振興局長の連名で「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療に関する倫理指針の策定について」の通知があり、HPおよび機関誌に掲載して会員への周知を行った。

なお本件に関して2月15日に文科省で説明会が行われ、本会からは久具副委員長、津田主務幹事が出席した。[資料：倫理1]

(5) AID実施新規登録の問い合わせに対する回答について文書を発出した。[資料：倫理2]

**嘉村理事**「常務理事会、倫理委員会で検討して、問い合わせに対して回答した。依頼者、提供者に関する

る個人情報の保管に関して、厳重に管理される仕組みがあるかについて質問し、これに回答いただいた上で本学会への登録を受けることとした。」

(6) 性同一性障害夫婦に AID を行う前提となる、AID で生じた親子関係の法的な解釈について、本学会から法務大臣あての質問状を提出した。法務省からの回答を待って、会員および登録施設に対するお知らせを送付する予定である。〔資料：倫理 3、3-1、3-2、3-3〕

**吉村理事長**「自分が倫理委員長の時に、性同一性障害夫婦の AID 施行に関する会員からの問い合わせがあった。当時は法律結婚であるので、問題がない旨の回答をした。昨年出生届を提出した 2 組の性同一性障害カップルにおいて AID を行った結果、生まれた子が嫡出子として認められなかった。また会員より本当に嫡出子として認められないのか、認知は可能か、特別養子制度から特別養子と認められるのかという質問をいただいた。会員からの問い合わせを受けて、法務省に問い合わせを行った。法務省への質問は以下の 3 点である。

- (1) 嫡出推定により嫡出子とすることは可能か
- (2) 嫡出推定が成し得ない場合に戸籍上の夫から認知を行うことにより認知準正の手続きを経て嫡出子とすることは可能か
- (3) 嫡出推定、認知準正のいずれも成し得ない場合に戸籍上の夫との間に特別養子縁組を行うことは可能か

法務省からの回答のポイントは以下の通り。

1. 嫡出子とはならない。
2. 認知は行う事は出来ない。
3. 特別養子縁組に関しては家庭裁判所が認めれば受理は可能である。

これを受けて、会員へのお知らせの案および AID 実施施設へのお知らせの案を作成した。本会としては、法務省の回答を踏まえて患者へ十分に informed consent を行い、その内容を理解していただいた上で、それでも AID を行いたいという方に対しては、実施をすることは妨げない。しかし、本会として推奨するものではない。以上の内容を記載してある。」

特に異議なく本件に関しては全会一致で承認された。

(7) 「出生前に行われる検査および診断に関する見解」改定案（全文案）について〔資料：倫理 4〕  
特に異議なく本件に関しては全会一致で承認された。

(8) 本年 4 月 1 日施行される「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」について、本会会員からの問い合わせがあった。〔資料：倫理 5〕

**嘉村理事**「本会会員より本件に関する質問をいただいたが、既に回答した。」

(9) 久具副委員長より「配偶子提供の実施に向けての私的考察」が提出された。〔資料：倫理 6〕

**久具副委員長**「将来、もし卵子提供を認めることとなった場合に、精子提供まで含めた制度を構築する必要がある。考察の要点は以下の点である。1：配偶子提供が必要な患者がきちんと審査されるように、1 例毎に審査機関で審査する。2：生まれた子が自分の出自を知る事が出来るよう、戸籍の中にこの情報を記載する提案をした。また情報を管理する為の、国の委員会を立ち上げる必要があると思われる。」

**落合副理事長**「本会の意見として、場合によっては検討していく必要がある。」

**井上理事**「オンコロジーの分野でも癌が若年化しており、妊孕性温存手術が増えてきている。ある程度条件を設けて検討していく必要があるかもしれない。」

**落合副理事長**「ご意見として承った。」

(10) 「カルテ保存」に関する問合せに対する回答について〔資料：倫理 7〕

(11) 着床前診断の実施に関する「様式」の変更に伴う「細則」の改定について〔資料：倫理 8〕

**平原理事**「書類上の誤植を修正した。本質的な変更ではない。」

特に異議なく本件に関しては全会一致で承認された。

(12) セントマザー産婦人科医院より着床前診断報告書(様式 4)の記載内容に関するご意見について

[資料：倫理 9]

(13) 「遺伝学的検査に関するガイドライン (2010)」 および作成委員会報告について [資料：倫理 10]

(14) 倫理委員会関連新聞記事 [資料：倫理 11]

2月19日付 朝日新聞記事 「代理出産 インド・タイで 日本人夫婦の依頼急増」

2月21、22日付 産経新聞特集「ボーダー性 安易な転換手術元に戻れず／精巣移植倫理的課題も」

## 9) 教育 (小西郁生理事)

### (1) 会議開催

① 1月14日および2月18日に第3回若手医師企画打合会を開催した。また3月11日にも開催する予定である。

② 1月21日に平成23年度第1回専門医認定筆記試験問題作成委員会を開催した。

③ 1月21日に西日本高速道路エリアパートナーズ倶楽部奨学基金奨学生選考委員会を開催した。

④ 2月4日にTAOG派遣予定者ならびにコンダクターを含め派遣前打合会を開催した。

⑤ 2月18日に用語集改訂に関して各専門委員会委員長・副委員会を交え打合会を開催した。

⑥ 3月4日に第2回スプリングフォーラム実行委員会を京都において開催する予定である。

⑦ 3月11日にACOG・SOGC派遣予定者並びにコンダクターを含め派遣前打合会を開催する予定である。

⑧ 3月29日に平成23年度第2回専門医認定筆記試験問題作成委員会を開催する予定である。

### (2) 「産婦人科研修の必修知識 2007」 頒布状況について

2月16日現在、入金済4,364冊、校費支払のため後払希望 2冊。

### (3) 用語集・用語解説集について

① 専門委員会委員長並びに副委員長を交え、用語集・用語解説集の改訂につき2月18日に会合をもった。

② 用語集・用語解説集の発刊に関して、従来通り金原出版に依頼するか、学会独自で発刊するかについて検討を進める。

③ 平成24年春には改訂版を発刊する予定である。

### (4) 2011TAOG 派遣予定者

先に公募した2011TAOG派遣(応募：15名、派遣予定：5名)は下記の方々に決定した。なお、コンダクターは小林 陽一先生にお願いしたい。

派遣予定者：澁谷 裕美、竹中 将貴、新美 薫、長谷川亜希子、本原 剛志

**小西理事**「TAOG派遣に関しては、あらかじめ打合会を行った。前もっての打ち合わせは非常に有意義と思われる。ACOG・SOGC派遣予定者並びにコンダクターへも同様に派遣前打合会を開催する方向とする。」

### (5) 西日本高速道路エリアパートナーズ倶楽部奨学基金の奨学金給付予定者について [資料：教育 1]

**小西理事**「合計24名の枠に28名の応募があった。選考委員会で24名を選考した。」

**嘉村理事**「西日本高速道路エリアパートナーズ倶楽部や海外派遣に援助いただいている明治乳業に関して学術集会の時に、感謝状を差し上げていたが、今回は如何か。」

**落合副理事長**「事業が開始された当時にお渡ししていたが、毎回お渡しはしてはいなかった。今後の検討議題としたい。」

### (6) 西日本高速道路エリアパートナーズ倶楽部産科医師育成奨学基金に関して、西日本高速道路エリアパートナーズ倶楽部、公益財団法人赤枝財団および本学会との3者覚書を締結する。

[資料：教育 1-1]

(7) 学会外団体等の奨学基金支給対象者選考委員会規程について [資料：教育 2]  
特に異議なく本件は全会一致で承認された。

(8) 「産婦人科研修の必修知識 2011」電子図書化について  
本年 3 月末に冊子体発行の予定であるが、電子図書化 (iPad 等で購読する) についても検討したい。

(9) 書籍発刊準備状況

①ガイドライン婦人科外来編 2011 ならびにガイドライン産科編 2011 につき、昨年 12 月 20 日～22 日にガイドライン作成委員会より原稿を頂いて発刊作業をスタートさせ、婦人科外来編は 2 月 16 日に発刊、産科編は 3 月末に発刊予定である。

②機関誌 1 月号と同封した形でガイドライン婦人科外来編 2011 の振替用紙 (申込書) を全会員に送付した。産科編ならびに必修知識については 3 月号と同封する予定である。

(10) 海外派遣若手医師処遇について

従来、学術講演会時の若手医師企画については ACOG 派遣者を中心に行ってきたが、ACOG への派遣人数が減ったこと及び他学会への派遣者にも学会活動に参加していただくために、海外派遣者の処遇についてコンダクターの意見も伺いながら「学術講演会時若手医師企画」と「学術講演会時国外学会役員・演者の接遇」を行う 2 組に分けて対応を要請する予定である。

**平松第 64 回学術集会長**「学術講演会時国外学会役員・演者の接遇は具体的にどうするのか。ジュニアフェローの中心人物になるという理解か。」

**小西理事**「ジュニアフェローに関しては、現時点では別の方向から選出されている。本件とは直接関わっているわけではない。」

**落合副理事長**「接遇内容に関しては担当校との問題もある。すり合わせをしていただくこととなるが、現時点では具体的には決まっていない。」

**星合第 63 回学術集会長**「ジュニアフェローに関して、外国からの参加者は少ない。規定ではアメリカ、カナダで 8 名となっている。アジアからは学術集会長の裁量で招待している。その際、アメリカ、カナダからの招待者に対して、海外派遣経験者に積極的に絡んでいただいた方が良いと思われる。」

特に異議なく本件に関しては全会一致で承認された。

(11) スプリングフォーラムについて

第 2 回若手医師企画グループ委員からの若手医師の横の連携をもっと広げたいという発案により、「産婦人科スプリングフォーラム」を 3 月 5 日・6 日の 2 日間にわたり京都において開催する。産婦人科学と医療の未来を一緒に考え、産婦人科医の将来を大きく展望する会にしたいと考えている。

会期：平成 23 年 3 月 5 日 (土) 6 日 (日)

会場：京都平安ホテル

**小西理事**「70 名前後の卒後 6-10 年後の医師が集まる。様々なワークショップとして今後の産婦人科をどのように改革していくかをディスカッション、作業をしていただく予定である。学会の方へも報告書を提出する予定である。」

10) 地方連絡委員会 (和氣徳夫委員長)

(1) 会議開催

地方連絡委員会を 4 月 16 日 (土) 12:00～開催する予定である。

(2) 各都道府県学会との業務委託契約書について [資料：地方連絡 1]

**和氣副理事長**「本会の業務遂行の為に、各県の産婦人科学会に業務委託を行う必要があり、業務委託契約書を作成した。4 月 1 日以降、各地方連絡委員会と委託契約を結ぶ予定である。様々な事業の業務委託に関して、透明性のある委託契約をする必要がある。また公益法人である本会と事業契約を結ぶ事によって、地方にもメリットがある事を示す予定である。」

**吉村理事長**「業務委託に関しては地方部会に対して本会から業務委託をしないと代議員選挙、専門医制

度がうまく稼働しなくなる。きちんと委託契約書を結んで業務委託を行う必要がある。」

**和氣副理事長**「地方連絡委員会を4月16日の学会期間中に行う予定である。そこで改めて業務委託の内容に関して説明する予定である。公益法人になってから初めての地方連絡委員会であるので、それまでの間に必要な手続きに関して審議をする予定である。」  
特に異議なく本件に関しては全会一致で承認された。

#### IV. 理事会内委員会報告並びに関連協議事項

##### 1) 広報委員会（吉川史隆委員長）

###### (1) 会議開催

5月20日の常務理事会開始前に広報委員会・情報処理小委員会合同委員会を開催する予定である。

###### (2) JOB-NET 公募情報について [資料：広報1]

###### (3) ACOG Website 会員専用ページログイン可能人数について [資料：広報2]

###### (4) ホームページアクセス状況について [資料：広報3]

###### (5) 一般向け Educational 疾患説明文の HP 公開について [資料：広報4]

**吉川(史)理事**「病気を知ろう、というタイトルで、ホームページより閲覧出来るようにする予定である。」  
特に異議なく本件に関しては全会一致で承認された。

###### (6) 本会 HP 会員専用ページに掲載中のキッセイ薬品工業（株）バナー広告について、2月1日から1年間の掲載延長が決定した。

###### (7) 日本癌治療学会から、同学会 HP の一般向け情報提供ページから本学会 HP にリンク設定を行うことの許可およびそこに掲載する本学会の紹介文の提出を依頼を受けた。[資料：広報5]

**吉川(史)理事**「リンク掲載の為の本会の紹介文を理事長に作成していただいた。癌治療学会のホームページに載ることになる。」

**櫻木理事**「啓蒙から啓発へ変更した方が良い。」

**吉村理事長**「了解した。」

特に異議なく本件に関しては全会一致で承認された。

##### 2) コンプライアンス委員会（平松祐司委員長）

###### (1) 利益相反指針・運用細則改定案について [資料：コンプライアンス1]

**平松委員長**「現行の開示、公開すべき事項の中で、『基準を超えない場合は、所定の様式に従い、基準を超えない場合は、所定の様式に従い、基準を超えていない旨を自己申告する』。第2条において『開示する利益相反状態は、学術集会については学会誌抄録号に掲載される抄録（もしくは講演要旨）提出前1年間のものとする。なお、演題応募募および抄録提出のいずれかも行わない講演発表については、発表前1年間のものとする』。以上のように改定した。」

特に異議なく本件に関しては全会一致で承認された。

###### (2) 三菱総合研究所から、同研究所が内閣府食品安全委員会より請け負った利益相反に関する調査についての協力依頼が来た。利益相反規程について回答した。[資料：コンプライアンス2]

##### 3) 医療改革委員会（海野信也委員長）

(1) 平成22年度第1回拡大医療改革委員会を1月30日に開催した。

(2) 厚生労働省 保険局 総務課より、出産育児一時金直接支払制度実施要綱等が1月31日に発出された。

[資料：医療改革 1、2]

**海野委員長**「平成 23 年度以降の制度設計を細部にわたって検討してきた。厚生労働省保険局総務課より、出産育児一時金直接支払制度実施要綱等が1月31日に発出された。医会の方で、受取代理制度を利用する施設に関しては2月末までの届出申請である。現時点では問題や混乱は発生していない。」

(3) 「地域における周産期医療システムの充実と医療資源の適正配置に関する研究」の研究班から、地域の分娩施設の最新情報を提供する環境を整備するため、「周産期医療の広場」に全国の分娩取扱い施設の検索機能を提供することの同意を求められ、これを応諾した。[資料：医療改革 3]

(4) 第4回「大学病院産婦人科勤務医の待遇改善策の現況に関するアンケート調査」結果の公表について

(5) 婦人科腫瘍診療に関するアンケート調査 [資料：医療改革 4]

第1回婦人科腫瘍診療に関するアンケート調査票を、ご協力のお願いと共に専攻医指導施設、婦人科腫瘍登録施設に送付した。

(6) 母体・胎児集中治療室管理料の算定に関する調査 [資料：医療改革 5]

母体・胎児集中治療室管理料の算定に関する調査票を、ご協力のお願いと共に全国大学教授宛に送付した(2月7日)。

**海野委員長**「来年度の診療報酬改定に向けて、厚生労働省医政局と連携しつつ検討を行っている。MFICU の管理量の算定は、現在の保険局の見解では総合周産期の MFICU に限定されている。しかし現在加算のない大学病院や地域周産期母子医療センターの方がより重症例を診ているケースもあり、地域の実情に応じた MFICU の加算を考慮していく必要があるのではとの意見が多数あった。本件に関して急遽調査を行い、地域差が大きいことが判明した。つまり地域周産期母子医療センターや大学病院でも、MFICU 加算の算定が認められた施設が複数存在している一方で、全く認められていない施設もあるようである。総合母子周産期センターの認定を受けて、MFICU を設置する方向である大学病院が複数存在する。

中間報告書7ページ：都道府県は、周産期医療体制整備のために必要と考えられる場合は、総合周産期母子医療センターだけでなく、周産期機能を有する施設に MFICU の設置を認めるべきであり、同時に厚労省は都道府県が必要と認めた MFICU に対してはその設置施設に拘わらず、母体・胎児集中治療室加算料の算定を認めるべきであるとした。しかしこれは、際限なくどんどん認めると全体の算定が多くなりすぎて、逆に算定の点数を減らされる可能性もある。当面は少し限定的な形で、都道府県において必要とされている MFICU については認めていただきたいと願う方向である。」

**峰岸理事**「NICUには二つのランク付けがある。NICUに二人常勤で当直している状況がないと、MFICU があっても MFICU 加算が認められない事務方から言われているが、それに関しては如何か。」

**海野委員長**「色々な解釈があり、医政局と保険局の意見も違う。より厳格なのは保険局側である。総合母子周産期センターとしては、施設内 NICU も上位のランクであることが MFICU 加算に必要とされる。ランクが下の NICU2 とは、小児科の当直はいるが NICU の当直医はいない状況のことである。我々が考えるハイリスク分娩加算が NICU2 に相当するイメージである。」

**吉村理事長**「結局は2人いないとだめなのか。」

**海野委員長**「NICUには絶対1人いるわけである。2人というのは小児科の方でもう一人いるからという意味と思われる。」

**吉村理事長**「小児科に1人、NICUに1人いれば良いのか。」

**海野委員長**「NICU 加算は、もともと1人いれば良い。」

**井上理事**「加算がとれても大学の運営にあって、個人に還元されない。加算を取得するということは、そこに働いている人間がより厳しい条件の元に働かされて、結局病院側のみにプラスになっている。これが地方の現実である。これをあぶり出すような形で医療改革していただきたい。」

**海野委員長**「重々承知している。自動的にその加算が医師側に来るように努力はしているが、未だに実現は出来ていない。」

他に異議なく本件に関しては全会一致で承認された。

#### 4) 男女共同参画委員会（竹下俊行委員長）

##### (1) 女性の健康週間について [資料：男女共同参画 1]

- ①女性の健康週間ポスター、ポスター掲示依頼文書、女性の生涯健康手帳申込用紙を医会報 2 月号に同封し会員へ配布した。
- ②2 月 22 日、プレスセミナーをスポンサーなしで開催した。 [資料：男女共同参画 2、2-1]
- ③2 月 15 日、日経新聞東京本社版夕刊丸の内キャリア塾に「働く女性の健康」をテーマとした吉村理事長インタビュー、および清水委員長監修による月経と女性のがんについての記事が掲載された。 [資料：男女共同参画 3]
- ④1 月 19 日、清水委員長が 20 代、30 代女性の「不定愁訴」について（株）QLife の取材を受けた。女性の健康週間に合わせ「日経ウーマン」他に記事掲載の予定である。
- ⑤「女性の健康週間」にあわせ株式会社ツムラ協賛による女性の健康と漢方についての記事が 5 回にわたり産経新聞全国版朝刊に掲載されるにあたり、清水委員長が産経新聞の取材を受けた。
- ⑥「丸の内キャリア塾 女性の健康週間特別セミナー」(3 月 1 日、2 日、於：東京ステーションコンファレンスサピアホール) について

##### (2) 地方部会担当公開講座について [資料：男女共同参画 4]

##### (3) 1 月 30 日に開催された平成 22 年度第 1 回「拡大医療改革委員会」兼「産婦人科医療改革公開フォーラム」において、「男女産婦人科医師キャリアサポート委員会調査結果報告（北澤幹事）」を行った。

2 月 13 日付 読売新聞記事 「妊娠・出産先送り求められた経験 産婦人科女医 3 割超」

[資料：男女共同参画 5]

#### 5) 若手育成委員会（齋藤滋委員長）

##### (1) 第 5 回産婦人科サマースクールについて

- ①第 5 回産婦人科サマースクールを 8 月 6 日・7 日の二日間にわたり長野県松本市・ホテル翔峰において開催する予定である。

今回も前回に倣い学生・初期研修医に満足していただけるプログラムを行うべく企画している。

**齋藤委員長**「サマースクール期間中に、本日理事会で承認された優秀論文賞の 3 人の先生方を招いて、講演していただく予定である。」

- ②若手医師企画グループ委員：第 4 回産婦人科サマースクール若手医師企画への参加者を含め理事ならびに若手育成委員会委員よりご推薦いただいた方々をお願いしたい。 [資料：若手育成 1]

- ③第 5 回産婦人科サマースクール打合会を学術講演会会期中の 4 月 16 日午前 8 時から 9 時 30 分まで開催する予定である。

**齋藤委員長**「本年は 6 月 15 日が締め切りである。研修医 200 名、学生が 100 名の予定である。定員がオーバー場合抽選、または以前に参加していただいていたらご遠慮していただく予定である。本年度も 200 万程度の赤字が発生する。本会からは従来 100 万円の予算補助をいただいていたが、来年度は 400 万円の補助となった。医会からは 100 から 200 万円へ補助増額となった。次回は、地方学会からの寄付は募らずに学会からの支援で行う予定である。」

**吉村理事長**「サマースクールも軌道にのってきており、学会としての援助も当然である。予算が不足するようであれば、また言っていただきたい。その際は考慮していきたい。」

#### V. その他

**吉村理事長**「6 月 25 日に臨時理事会、定時社員総会が開催され、そこで役員が変わる予定である。」

**佐川副議長**「地方連絡委員会の業務委託契約書に関して、地方学会と契約をかわす時に代議員の選出に関する経費の支払いが算定されていない。代議員は地方で選出され、かつ業務委託される予定なのに、

経費の算定がないというのは如何か。」

**吉村理事長**「昨日の運営委員会で議論となった。そのような費用も、本会が業務委託をする以上は、地方へ支払わなければならない。ただ今回の予算にはまだ反映されていない。今後、補正予算などで検討することになると思う。」

**佐川副議長**「そのような前提で考えてよいのか。」

**吉村理事長**「発生する費用に関しては抛出する方向である。」

**岩下理事**「今後検討する予定である。次回の地方連絡委員会では議論される予定である。」

**荒木事務局長**「実際にどの程度の費用負担が地方部会であったのか、実態把握を行いたい。ただ本年1月の代議員選挙はこれまで通り行われたので、費用負担は考えていない。」

**吉村理事長**「何を地方連絡委員会に出すのか、出す必要があるのかは検討予定である。」

以上

平成 22 年度第 4 回理事会配布資料	
資料 No.	資料名
	定款、定款施行細則等
	倫理的に注意すべき事項に関する見解
1	平成 22 年度第 3 回理事会議事録 (案)
2	業務担当理事報告並びに関連協議事項予定内容
運営委員会 1	答申書
運営委員会 2	公益社団法人日本産科婦人科学会定款施行細則新旧対照表(案)
運営委員会 3	公益社団法人日本産科婦人科学会役員および代議員選任規程新旧対照表(案)
運営委員会 4	激震 内閣府方針変更
運営委員会 5	次期理事・監事会議に於ける理事長予定者選出方法
運営委員会 6	平成 23 年度日本産科婦人科学会臨時総会次第(案)
運営委員会 7	議決権行使書および委任状
運営委員会 8	中期計画 WG 答申
運営委員会 9	中期計画(案)
会 計 1	平成 23 年度予算の留意点
会 計 1-1	平成 23 年度収支予算書(開示用)
会 計 1-2	16 年基準/20 年基準科目対比表
会 計 1-3	資金調達及び設備投資の見込みについて
会 計 2	平成 23 年度事業計画書
会 計 3	基本金等の原資について
会 計 4	特定資産取扱要領改定案
会 計 5	役員改選年度における予算作成プロセスについて
名誉・功労会員 1	名誉会員該当者
名誉・功労会員 2	功労会員被推薦者
その他 1	平成 23 年度日本産科婦人科学会予定表
専門委員会 1	生殖・内分泌委員会 平成 22 年度事業報告・平成 23 年度事業計画
専門委員会 2	婦人科腫瘍委員会 平成 22 年度事業報告・平成 23 年度事業計画
専門委員会 2-1	「本邦における子宮内膜症の癌化の頻度と予防に関する疫学研究」への参加のご案内
専門委員会 3	周産期委員会 平成 22 年度事業報告・平成 23 年度事業計画
専門委員会 4	「子宮収縮剤による陣痛誘発・陣痛促進の際の留意点：改訂 2011 年版」(案)の要望書
専門委員会 5	「子宮収縮剤による陣痛誘発・陣痛促進の際の留意点：改訂 2011 年版」(案)の要望書に対する回答
専門委員会 6	妊娠している婦人もしくは授乳中の婦人に対してのインフルエンザに対する対応 Q&A
専門委員会 6-1	抗インフルエンザ薬特定使用調査 第 2 回中間報告
専門委員会 7	女性ヘルスケア委員会 平成 22 年度事業報告・平成 23 年度事業計画
専門委員会 8	次期専門委員会委員候補者
専門委員会 9	専門委員会小委員会
専門委員会 10	平成 23 年度専門委員会事業計画・予算申請書
総 務 1	平成 22 年 2 月～平成 23 年 1 月までの物故会員
総 務 2	日本産科婦人科学会 入会年度別・卒業年度別新入会員数推移
総 務 3	社団法人日本産科婦人科学会代議員氏名 平成 23 年 1 月改選
総 務 4	理事候補者の選出について

総務 5	総会運営委員会および決算委員会委員の推薦について
総務 6	本学会の委員会委員の現任期の延長について
総務 7	議長団選任に係る確認事項
総務 8	理事候補者所信雛型
総務 9	平成 23 年度臨時総会資料作成タイムスケジュール
総務 10	第 63 回学術講演会におけるビジネス会議等日程表案
総務 11	GnRH アンタゴスト製剤の在宅自己注射に関する要望について
総務 11-1	「緊急避妊法の適正使用に関する指針」の学会機関誌および学会ホームページへの掲載に関する要望書について
総務 12	予防接種の安全性について
総務 13	くらし・税制こうなる
総務 14	母子保健医療従事者に対するヒトT細胞白血病ウィルス-1型母子感染等に関する情報の周知について
総務 15	平成 22 年度経済産業省「課題解決型医療機器の開発・改良に向けた病院・企業間の連携支援事業」に係る公募のお知らせ
総務 16	日本周産期・新生児医学会の要望書
総務 17	日本小児科学会からの改訂ガイドライン確認依頼
総務 18	推薦役員の任期延長についてのご承諾
総務 19	「肥満症診断基準 2011」についての確認依頼
総務 20	「リンパ浮腫指導管理料」算定要件について
総務 無番	医師賠償責任保険制度高額タイプ新設のご提案
会計 6	2 年以上の会費未納者
学術 1	平成 22 年度優秀論文集
学術 2	日本産科婦人科学会臨床研究審査委員会規約
学術 3	第 64 回学術講演会シンポジウム担当応募者
学術 4	第 65 回日産婦シンポジウム課題案
編集 1	JOGR 編集状況ご報告 2011 年 1 月 31 日
編集 1-1	他誌の COI
編集 2	日本産科婦人科学会雑誌特集
編集 3	3 者のコラボレーション案について
渉外 無番	2011 FIGO Officers Meeting 議事録
渉外 1	FIGO World Congress of Gynecology & Obstetrics 2018 Basic Requirements
渉外 1-1	2012 FIGO World Congress Awards Selection
渉外 2	Shan S. Ratnam Young Gynaecologist Award
社保 1	「女性の病気と付き合いには」シンポジウム企画案
社保 2	医薬品の効能又は効果等における「妊娠高血圧症候群」の呼称の取扱いについて
社保 3	公知申請に関する事前評価が終了した医薬品の保険上の取扱いについて
専門医制度 1	専攻医指導施設の区分について
専門医制度 2	会員へのお知らせ 専攻医指導施設の施設区分について
専門医制度 3	2011 年度版 産婦人科専門医制度の概要
専門医制度 4	専門医資格更新・再認定申請者 診療あるいは診療指導実績報告書
専門医制度 5	研修カリキュラム、研修項目の現状と今回の改正点
専門医制度 6	専門医制度 専攻医研修目標・評価表
専門医制度 7	研修施設調査票および同調査票の送付状

専門医制度 8	基本領域専門医及び subspecialty 領域専門医の関係に関する調査
専門医制度 9	基本領域専門医及び subspecialty 領域専門医の関係に関する調査についてのお願い
倫理 無番	平成 22 年度第 4 回着床前診断審査小委員会報告
倫理 1	「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療に関する倫理指針の策定について」の通知
倫理 2	「非配偶者間人工授精に関する登録」申請への回答
倫理 3	質問状
倫理 3-1	会員へのお知らせ(案)
倫理 3-2	性同一性障害患者夫婦への非配偶者間人工授精について
倫理 3-3	「質問状 性同一性障害患者夫婦への非配偶者間人工授精により生まれた子の親子関係について」に対する回答
倫理 4	「出生前に行われる検査および診断に関する見解」改定案
倫理 5	会員からの問い合わせメール
倫理 6	配偶子提供の実施に向けての私的考察
倫理 7	カルテ保存に関する問い合わせへの回答
倫理 8	着床前診断に関する臨床研究 施設認可申請書
倫理 9	着床前診断調査報告に関するお問い合わせについて
倫理 10	「医療における遺伝学的検査・診断に関するガイドライン」作成委員会報告
倫理 11	倫理委員会関連新聞記事
教育 1	西日本高速道路エリアパートナーズ倶楽部奨学基金の奨学金給付予定者
教育 1-1	西日本高速道路エリアパートナーズ倶楽部産科医師育成奨学基金に関する覚書
教育 2	学会外団体等の奨学基金支給対象者選考委員会規程(案)
地方連絡 1	公益社団法人日本産科婦人科学会業務委託契約書
広報 1	JSOG-JOBNET 事業報告
広報 2	ACOG Website 会員専用ページログイン可能人数について
広報 3	JSOG ホームページアクセス状況
広報 4	一般向け Educational 疾患説明 説明文
広報 5	本学会ホームページにおける一般向け情報提供ページからの貴学会サイトへのリンク設定について
コンプライアンス 1	利益相反に関する指針 新旧対照表
コンプライアンス 2	利益相反に関する調査へのご協力をお願い
医療改革 1	出産育児一時金等の支給申請及び支払方法について
医療改革 2	出産育児一時金等の受取代理制度に係る届出について
医療改革 3	我が国の分娩取扱い施設情報の情報提供サイト「周産期医療の広場」への掲載のご了解とご協力をお願い
医療改革 4	婦人科腫瘍診療に関するアンケート調査へのご協力をお願い
医療改革 5	母体・胎児集中治療室管理料の算定に関する調査 ご協力をお願い
男女共同参画 1	平成 22 年度女性の健康週間展開案について
男女共同参画 2	女性の健康週間プレスセミナーのご案内
男女共同参画 2-1	女性の健康週間プレスセミナー出席者
男女共同参画 3	日経新聞丸の内キャリア塾の掲載の吉村理事長・清水副議長インタビュー記事
男女共同参画 4	地方部会担当公開講座一覧
男女共同参画 5	読売新聞記事 「妊娠・出産先送り求められた経験 産婦人科女医 3 割超」
若手育成 1	第 5 回産婦人科サマースクール若手医師企画